

令 和 3 年 度

芦屋市経営健全化等審査意見書
(病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計)

芦屋市監査委員

芦監報第8号

令和4年8月26日

芦屋市長 伊藤 舞 様

芦屋市監査委員 阿部 清 司

同 長谷 基 弘

令和3年度 芦屋市経営健全化審査意見

(病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計)の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和3年度芦屋市公営企業会計(病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計)決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、その意見を次のとおり提出する。

令和3年度 芦屋市経営健全化審査意見
(病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計)

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）第22条第1項の規定により、市長から提出された令和3年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和4年7月20日から令和4年8月16日まで

第3 審査の方法

本審査は、市長から提出された令和3年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

審査に付された令和3年度芦屋市公営企業会計（病院事業会計・水道事業会計・下水道事業会計）決算に係る資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

1 概要

令和3年度の地方公営企業法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（以下「法適用企業」という。）の資金不足比率は以下のとおりであり、いずれも資金不足額が生じなかつたため比率が算定されなかった。

（単位：%）

区分	令和3年度 資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20.0
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

*財政健全化法の規定に基づき、公営企業（法適用企業にあっては繰越欠損金があるものに限る。）の資金不足比率が上記基準以上である場合には、当該公営企業について公営企業の経営健全化のための計画を定めなければならないとされている。

2 資金不足比率算定状況

(1) 算定式

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額の度合いを表す比率であり、資金の不足額を事業の規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものである。

[算定式]

$$\text{資金不足比率 } (\%) = \frac{\text{資金の不足額 } (*A)}{\text{事業の規模 } (*B)}$$

*A 資金の不足額

資金の不足額 = [①流動負債 + ⑤建設改良費等以外の経費の財源充当地方債現在高（うち流動負債を除く） - ⑥流動資産] - ⑨解消可能資金不足額 (*C)

但し、資金不足比率の算定基準により、①流動負債からは以下の②～④の額を控除し、⑥流動資産からは以下の⑦及び⑧の額を控除して算定することとされている。

②控除企業債等・・・決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費に充てるためのものの額

③控除未払金等・・・貸借対照表に計上されている一時借入金及び未払金のうち建設改良費に係るものであって、その支払財源に充てるために翌年度に地方債を起こすこととしているものの額

④⑧控除額・・・連結実質赤字額の算定上、現金会計である他会計との間で生じる重複額

⑦控除財源・・・当該年度において執行すべき事業に係る支出予算の額のうち、翌年度に繰越した事業の財源に充当することができる特定の収入で、当該年度に収入された部分に相当する額
なお、資金不足比率の算定基準により、⑨解消可能資金不足額がある場合に、計算結果が0より小さくなる場合の資金不足額は0とする。

*B 事業の規模

事業の規模 = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

*C 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

(2) 資金不足比率の算定

(単位:千円、%、ポイント)

区分		3年度 a	2年度 b	増減 a-b
病院事業会計	A 資金不足額 (△は資金剩余额)	△ 277,291	△ 252,010	△ 25,281
	① 流動負債	1,353,145	1,391,419	△ 38,274
	② 控除企業債等	431,400	417,134	14,266
	③ 控除未払金等	0	0	0
	④ 控除額	0	0	0
	⑤ 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高 (うち流動負債を除く)	0	0	0
	⑥ 流動資産	1,199,036	1,226,295	△ 27,259
	⑦ 控除財源	0	0	0
	⑧ 控除額	0	0	0
	⑨ 解消可能資金不足額	0	0	0
水道事業会計	B 事業の規模 (営業収益の額)	4,858,560	4,470,985	387,575
	資金不足比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100 (%) (資金剩余の場合は△で表示)	△ 5.7	△ 5.6	△ 0.1 ポイント
	資金不足比率 資金の不足額が生じない場合、 資金不足比率は「—」と表示	—	—	—
	A 資金不足額 (△は資金剩余额)	△ 1,580,329	△ 1,337,245	△ 243,084
病院事業会計	① 流動負債	844,448	744,314	100,134
	② 控除企業債等	282,065	265,735	16,330
	③ 控除未払金等	0	0	0
	④ 控除額	0	0	0
	⑤ 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高 (うち流動負債を除く)	0	0	0
	⑥ 流動資産	2,142,712	1,815,824	326,888
	⑦ 控除財源	0	0	0
	⑧ 控除額	0	0	0
	⑨ 解消可能資金不足額	0	0	0
	B 事業の規模 (営業収益の額 - 受託工事収益の額)	1,787,769	1,459,361	328,408
水道事業会計	資金不足比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100 (%) (資金剩余の場合は△で表示)	△ 88.3	△ 91.6	3.3 ポイント
	資金不足比率 資金の不足額が生じない場合、 資金不足比率は「—」と表示	—	—	—

$$\text{資金不足額} = ((\text{①} - \text{②} - \text{③} - \text{④}) + \text{⑤}) - (\text{⑥} - \text{⑦} - \text{⑧}) - \text{⑨}$$

区分		3年度 a	2年度 b	増減 a-b
下水道事業会計	A 資金不足額 (△は資金剩余额)	△ 1,192,811	△ 946,300	△ 246,511
	① 流動負債	1,103,210	1,162,708	△ 59,498
	② 控除企業債等	827,151	823,269	3,882
	③ 控除未払金等	0	0	0
	④ 控除額	0	0	0
	⑤ 建設改良費等以外の経費 の財源充当地方債現在高 (うち流動負債を除く)	0	0	0
	⑥ 流動資産	1,468,870	1,285,739	183,131
	⑦ 控除財源	0	0	0
	⑧ 控除額	0	0	0
	⑨ 解消可能資金不足額	0	0	0
B 事業の規模 (営業収益の額－受託工事収益の額)		1,742,719	1,528,926	213,793
資金不足比率の計算 【計算式】 A ÷ B × 100 (%) (資金剩余额の場合は△で表示)		△ 68.4	△ 61.8	△ 6.6 ポイント
資金不足比率 資金の不足額が生じない場合、 資金不足比率は「—」と表示		—	—	—

資金不足額 = (①-②-③-④) +⑤- (⑥-⑦-⑧) -⑨

3 むすび

令和3年度決算に係る資金不足比率において算定に用いられた各数値については、病院事業会計、水道事業会計及び下水道事業会計の決算内容とも整合しているほか、算定基礎事項記載書についても適切に記載されており、比率は適正に算定されているものと認められる。

① 病院事業会計

資金不足比率の算定方法により算出された、令和3年度決算に基づく**資金不足比率**は、資金不足が生じていないため「一」で表示されている。資金剩余额は前年度と比較すると2,528万円増加し2億7,729万円となり、短期的な資金繰りについて問題はないと思われる。また事業の規模に対する率についても5.7%と前年度から0.1ポイント上昇した。

今後も「新中期経営計画」に従って、着実な病院運営を進めてほしい。

② 水道事業会計

資金不足比率の算定方法により算出された、令和3年度決算に基づく**資金不足比率**は、資金不足が生じていないため「一」で表示されている。資金剩余额は前年度と比較すると2億4,308万円増加し15億8,033万円となり、短期的な資金繰りについて問題はないと思われる。また事業の規模に対する率についても88.3%と高水準にあり、良好な状態であると認められる。

③ 下水道事業会計

資金不足比率の算定方法により算出された、令和3年度決算に基づく**資金不足比率**は、資金不足が生じていないため「一」で表示されている。資金剩余额は前年度と比較すると2億4,651万円増加し11億9,281万円となり、短期的な資金繰りについて問題はないと思われる。また事業の規模に対する率についても68.4%と高水準にあり、良好な状態であると認められる。

(参考) 健全化判断比率等の対象となる会計等

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計等の範囲は次のとおりである。

芦屋市	一般会計		一般会計等	公営事業会計	実質赤字比率	連続実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	特別会計							
	公共用地取得費特別会計							
	国民健康保険事業特別会計							
	介護保険事業特別会計							
	駐車場事業特別会計							
	後期高齢者医療事業特別会計							
	都市再開発事業特別会計	法非適用						
	病院事業会計	法適用						
	水道事業会計							
	下水道事業会計							
一部事務組合	阪神水道企業団							
広域連合	丹波少年自然の家事務組合							
	兵庫県後期高齢者医療広域連合							
市が損失補償している団体等	阪神福祉事業団							
	兵庫県信用保証協会							

注：資金不足比率は、各会計ごとに算定される。